

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月5日(火) 午後3時00分～午後3時55分
2. 開催場所 大和高田市 高田消防署 2階 大会議室
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	欠 席	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(1名) 6番 木下浩明委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第6号 農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について

議第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

議第8号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の委員会を開催致します。本日は委員13名中12名出席いただいておりますので総会は成立していることを報告致します。推進委員の方は全員出席いただいております。木下委員からは、病院受診

のため欠席されるとの連絡がございました。

(あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。  
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、奥本委員と7番、梅田委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、賃貸借権の設定と所有権の移転のための申請でございます。

番号1番、申請地、大字奥田〇〇番1(田)1,085㎡、借受人、大字奥田、〇〇〇〇、貸出人、大字秋吉、〇〇〇〇、賃貸借権の設定で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、借受人の耕作面積は、1,525㎡で今回申請される農地と合わせて下限面積は満たすこととなります。場所は、調査順序表第5番目、秋吉池より〇〇へ約〇〇〇mのところでございます。

番号2番、申請地、大字秋吉〇〇番7(田)586㎡、譲受人、大字奥田、〇〇〇〇、譲渡人、檀原市、〇〇〇〇、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、借受人の耕作面積は、1,525㎡で今回申請される農地と合わせて下限面積は満たすこととなります。場所は、調査順序表第4番目、秋吉池より〇〇へ約〇50mのところでございます。

以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、特に今回取得する農地の隣接地が受人の耕作地であることから、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、受人は以前よりこの地域で耕作しており、農業上の総合的利用には、従来のとおり支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字奥田□□□番（畑）461㎡、申請人、南本町、□□□□、転用目的は、太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、県営住宅奥田団地□□角向いのところでございます。

番号2番、申請地、大字野口□□□番2（田）147㎡、大字野口□□□番2（田）671㎡、申請人、香芝市、□□□□□、転用目的は、太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、JR和歌山線大谷踏切より□へ約□□□mのところでございます。以上、第2号議案につきましては2件の申請です。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願い致します。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号1　□□さんの転用申請ですが、申請地の現況は、休耕されています。

周囲の状況は、北側は水路　南側と東側は農地、西側は雑種地です。雨水は、自然浸透で既設の北側水路から排水されます。隣接農地の方や奥田水利組合からの同意を得ており、周囲への被害はないものと思われま。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号2　野口の□□さんの転用の申請ですが、申請地の現況は、耕作されている部分と休耕されている部分がありました。周囲の状況は、北側は鉄道用地　南側と西側は農地、東側は雑種地です。雨水は、自然浸透で既設の北側水路から排水されます。隣接農地の方や野口水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われま。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　番号1番大字奥田の農地区分につきましては、JR新庄駅から約1km内に位置し第2種農地と判断致します。

まず、資力及び信用につきましては、事業計画に見合う金融機関の通帳の写が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えま。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐ着手し約1ヶ月で完成する計画ですので確実と考えま。

また、計画面積につきましては、利用計画図のパネルの配置、設置枚数からして妥当であると判断致します。

続いて番号2番大字大谷の農地区分につきましてはJR五位堂駅から約600m内に位置し第2種農地と判断致します。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は父親からの借入金でまかなう計画で父親の金融機関の通帳の写しも添付されており、事業計画にみあう資金として妥当であると判断致します。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手し1年以内には必ず完成するということですので確実と考えます。

また、計画面積につきましては、パネルの配置、設置枚数からして妥当であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご質問等がないようですので採決致します。

この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。

次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字藤森□□□番地(田)819㎡、借受人、大字藤森、□□□□承継人 □□□□、貸出人、大字藤森、□□□□、解約理由は、自作するためでございます。

以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、議第3号は事務局処理と致します。

続いて、議第4号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員さん、中江さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき退出願います。なお、関係議案終了後に入室、着席頂きます。

(上田委員、中江委員退出)

それでは、事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。議案書は3頁4頁にわたっております。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に

対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、御所市、(農)□□□□□□□□、利用権を設定する者、大字田井、□□□□、利用権を設定する農地、大字田井□□□番1(田)1,600㎡、大字田井□□□番1(田)1,421㎡、大字田井□□□番1(田)966㎡、大字田井□□□番1(田)1,277㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□□□、利用権を設定する者、奈良市、□□□□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)1,488㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字曾大根、□□□□□□、利用権を設定する者、大字出、□□□□□□□□、利用権を設定する農地、大字西坊城□□□番(畑)994㎡、大字西坊城□□□番(畑)1,352㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□、利用権を設定する者、橿原市、□□□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番(田)1,100㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)716㎡、大字松塚□□□番(田)381㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成36年1月31日までの約3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、香芝市、□□□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番(田)2,216㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

整理番号7番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□□□、利用権を設定する者、大字野口、□□□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□番(田)1,170㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

整理番号8番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番2(田)1,046㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成37年3月31日までの6年間でございます。

整理番号9番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□□□、利用権を設定する

者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□番（田）1,180㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

整理番号10番、利用権の設定を受ける者、香芝市、□□□□、利用権を設定する者、北葛城郡河合町、□□□□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番1（田）1,401㎡、大字松塚□□番（田）906㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。  
（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで採決致します。  
それでは、議第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第5号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書4頁をお願い致します。

議第5号、農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段の面積）の設定について説明を致します。

これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できるようになっています。

また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知の一部改正により、各農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされました。

これに基づきまして、平成30年度の下限面積（別段の面積）の設定について、次のとおり提案するものでございます。

農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。

理由、平成31年2月末現在の農家台帳システムに登録されている管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているためでございます。以上でございます。

議長 　ただ今、議第5号について事務局から説明ありましたが、この件につきましては農

政部会でご審議をお願い致していますので、その結果を部会長より報告をお願い致します。

部会長        それでは報告させていただきます。2月の委員会終了後に農政部会を開催し、来年度の下限面積について検討致しました。議案書4ページに載せておきますとおり、平成30年2月現在の下限面積20アール未満の農家戸数が全体の40%を下回らないし、特段遊休農地が増えてもおりませんので、現状通り20アールでよいのではないかという検討結果となりました。以上報告致します。

議 長        ただ今、議第5号について部会長より報告のあったとおりですが、この件につきまして何かご質問などございましたら挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議 長        ご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第5号について原案のとおり、別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長        全員賛成ですので、議第5号、第3条第2項第5号による別段の面積は従来通り20アールとさせていただきます。

      続きまして、議第6号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について議題と致します。

      なお、この件につきましても農政部会でご審議頂いておりますので、農政部会長より報告をお願い致します。

部会長        報告させていただきます。平成30年度の活動の点検・評価並びに平成31年度の活動計画についても2月委員会終了後に事務局(案)を検討致しました。30年の活動の点検・評価については、1月には農業者との意見交換会を行うなど計画以外の活動にも取り組み、計画通り行えたと考えております。31年度の活動計画につきましては、30年度末に各農家に意向調査をおこないますので、それに基づいた計画をたてております。農政部会におきましては、この案のとおり議案としてお諮り頂くことに致しました。内容等を詳しく見て頂き、ご意見ございましたら、農業者との意見聴取と合わせ取り入れてまいりたいと思っておりますが、まずは今回の案で、案としてご承認頂きますようお願い致します。以上報告させていただきます。

議 長        ただ今部会長より検討結果の報告がありましたが、事務局より補足ありましたら説明願います。

事務局        概略につきましては、ただ今弓場部会長から説明があった通りです。平成30年度の活動の点検・評価(案)については、30年度に実際に活動した数字等を入れております。集積は目標の倍、新規就農は、中間管理機構の研修制度からの2人ということで目標の倍となっております。遊休農地の解消についても計画を上回った結果となっております。来年度の活動計画については、数字としては今年度同様の目標としておりますが、意向調査の結果を受けて、各地域において遊休農地の発生防止、解消、農地の担い手への集積について、委員任期の最終年度となりますので、今まで以上活発な活動いただきますようご協力よろしくお願い致します。また、委員会としての新たな取り組みにつきまして何かございましたらご提案いただきますよう合わせてよろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農政部長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問、また新たな取り組みについて何かございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 　ご意見ないようですので採決致します。  
それでは、議第6号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について原案のとおり案として決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)として、市のホームページ等に掲載することと致します。委員のみなさまもご意見ございましたら事務局までお申し出ください。

事務局 　次に議第7号、その他の1番を議題と致します。それでは事務局から説明願います。  
議第7号、その他1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字松塚□□番1の一部(田)872㎡のうち66㎡、申請人、大字松塚、□□□□□ 相続人代表 □□□□□、田から畑への変更であります。場所は、調査順序表第2番目、近鉄松塚駅サイクルポート西側のところでございます。盛土計画70cm、自己管理にて季節の野菜を作付けされる計画です。

畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 　それでは、報告させていただきます。  
松塚の□□□□□さんからの申請です。自宅横の農地を一部畑作するための申請です。申請地は、現在少し地上げし畑として利用されておりますが、北側を水稲作付けされるため、もう少し土を盛り野菜の作付けをしたいためです。周囲に影響はないものと思われ、妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。  
(なしの声あり)

議 長 　ご質問等ないようですので、採決致します。  
それでは、議第7号、その他1番、畑作転換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第7号、その他1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。

次に議第7号、その他2番、専決処分の報告、報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議案書5ページをお願い致します。議第8号、その他2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。

本件は、相続により農地の権利を取得した時の届出分について、専決処理を行った事後報告でございます。



番号1番、申請地、大字田井□□□番(畑) 1,776㎡、大字西坊城□□□番1(田) 現況(畑) 503㎡、大字西坊城□□□番1(田) 現況(畑) 378㎡、相続人、大字西坊城、□□□□、平成31年1月31日相続による所有権の取得の届出で、あつせんの希望はされておられません。

番号2番、申請地、大字池田□□□番1(田) 802㎡、大字大谷□□□番(田) 1,090㎡、相続人、大字大谷、□□□□□、平成31年2月19日、相続による所有権の取得の届出で、あつせんの希望はされておられません。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件の届出でございます。

議長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。

続いて議案第7号その他2番、専決処分の報告第2号、第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第7号その他2番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件について、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について合わせて説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成31年1月26日から平成31年2月25日までの報告分でございます。

報告第2号、農地法第4条規定による届出、番号1番、転用届出地、曾大根二丁目□□□番2(畑) 335㎡、届出人、曾大根二丁目、□□□□、駐車場及び倉庫への転用届出であります。平成31年2月8日に確認委員の木下委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

続きまして、報告第3号、農地法第5条規定による届出、番号1番、転用届出地、東三倉堂町□□□番1(田) 756㎡、譲受人、西町、株式会社□□□□、譲渡人、中三倉堂一丁目、□□□□、売買による所有権移転による露天駐車場への転用届出であります。平成31年2月21日に確認委員の今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第4条関係1件、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問等ないようですので、報告第2号、報告第3号を終わります。確認委員の木下委員さんは本日お越しいただいておりませんが、ご足労をお掛け致しました。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議長 ご質問などないようですので、これで3月の委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	今村 平治郎
署名委員	奥本 正嗣
署名委員	梅田 昌宏